

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ハ)の規定による認定申請案内

(セーフティネット保証－国の指定業種・利益率減少)

大和市 産業活性課

信用保証協会の「セーフティネット保証」付きで事業資金の借入をご希望の場合、信用保証協会等への申込に当たって、市区町村の「認定」を受ける必要があります。

対 象 者	原則、本店登記場所が本市内の法人、または主たる事業所が本市内の個人事業者
認定要件	国が指定した事業に属する事業（以下、「指定事業」という。）を営み、下記の要件を満たすこと。

認定パターン	要件 1	要件 2	要件 3
パターン①	営んでいる事業の全てが指定業種である事業者	最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること	－
パターン②	指定事業以外の事業も営んでいる事業者	最近3か月における指定事業の売上高が全体の売上高の5%以上を占めていること	全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること

※「20%以上」：申請者は端数処理(小数点第2位を切り捨て、第1位まで記載)。
ただし端数処理前が20%未満の場合申請不可
例) 端数処理前の計算結果が19.9999%の場合
端数処理後の記載は、19.9%となり、この場合は申請不可。
「5%以上」についても同様の処理となる。

※「最近3ヶ月」：原則、申請前月までの3ヶ月
例) 8月申請の場合、5月、6月、7月

※「月平均売上高営業利益率」：法人、個人事業主別の算出方法は以下のとおり。
利益率を求める際は、各勘定科目の当該期間の合計値を求めてから、算出すること。
法人の場合 ：{(売上高)－(売上原価)－(販売費及び一般管理費)}／(売上高)
個人事業主の場合：{(売上高)－(売上原価)－(経費)}／(売上高)

申請に必要な書類

以下の必要書類の内、市所定の書式は大和市役所 産業活性課 HP から取得できます。

必要書類		備考
1	認定申請書（市所定の書式）	法人実印（個人事業者にあつては個人の実印）の押印及び捨印の押印をお願いします。
2	月平均売上高営業利益率の推移確認表（市所定の書式）	
3	・履歴事項全部証明書の写し（法人） ・直近の確定申告書及び青色申告書の写し（個人事業者）	履歴事項全部証明書の写しは最新のもの（目安は発行から3ヶ月以内）
4	業種が確認できる書類（いずれか1点 写し可）	例）パンフレット、会社のホームページ（写し）、確定申告書控（「事業種目」があるページ）、法人事業概況説明書（「事業内容」があるページ）、許可業種の場合は許可証、登記簿謄本、等
5	最近3ヶ月間及び前年同期の3ヶ月間の売上高等（建設業にあつては完成工事高）が確認できる書類（写し可）	・試算表（必須。信ぴょう性が担保できるもの。） ・例）月別試算表、月別損益計算書、法人事業概況説明書（「売上高等の状況」があるページ）、等

認定書の交付

認定書のお渡しまでは数日を要しますので、お早めにお持ちください。また、書類に不備があった場合には再提出いただく場合がありますので、ご了承ください。※添付書類原本を同時に返却

注 意 点

- 1 現在の指定業種については中小企業庁 HP でご確認ください。（定期的に変更されます）
- 2 自社の事業がどの業種に該当するか、およびその業種番号をあらかじめご確認ください。
総務省統計局 HP の『日本標準産業分類』等で確認できます。
- 3 認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対し保証の申込を行うことが必要です。また、認定書は信用保証協会の審査において必要なものであり、認定によって融資が確約されるものではありません。

提出先・お問合せ 大和市役所 産業活性課 TEL 046-260-5135

受付時間 月～金（土日祝日等除く）の8:30～11:50、13:00～17:00

※上記時間帯以外のお問い合わせについてはご遠慮ください。